

不動貯金銀行の発展構造

浅井良夫

一 問題の所在

一八八〇年から一九四八年まで、わが国には普通銀行とは別に、小口の貯蓄預金を専門に扱う貯蓄銀行が存在した。⁽¹⁾ 普通銀行において六大銀行と呼ばれる銀行独占が確立したように、貯蓄銀行においても一九一〇年代以降、独占的貯蓄銀行群が形成された。しかし、貯蓄銀行における独占の性格は、普通銀行における独占とは性格を異にするように思われる。それを端的に示すのは、一九一五年以降預金量でトップの座を占め続けた不動貯金銀行が、財閥ないし特定の資本グループのバックを全く持たなかった事実である。不動貯金銀行以外の独占的貯蓄銀行は二流都市銀行と親子関係にあったが、三井・三菱・

住友の三大総合財閥は傘下に貯蓄銀行を持たなかった。⁽³⁾

本稿の課題は、不動貯金銀行の史的分析を通して、戦前期の貯蓄銀行における独占形成の特質の一端を明らかにすることにある。

不動貯金銀行に関しては、戦前に刊行された宣伝的著作を除けば、協和銀行編『本邦貯蓄銀行史』(一九六九年)の中の記述があるにすぎない。同書は日本貯蓄銀行(協和銀行の前身)に合併された貯蓄銀行を中心とするすぐれた通史ではあるが、不動貯金銀行については、断片的に触れられているだけである。

(1) 貯蓄銀行の嚆矢は一八八〇年創設の東京貯蓄銀行であり、一九四八年に日本貯蓄銀行が普通銀行(協和銀行)に転換することにより、貯蓄銀行の歴史は幕を閉じた。

(41) 不動貯金銀行の発展構造

(2) 安田貯蓄銀行、安田銀行、川崎貯蓄銀行、川崎銀行、東京貯蓄銀行、第一銀行、大阪貯蓄銀行、鴻池・山口・浪速銀行、東京貯蔵銀行、第百銀行、日本貯蓄銀行、愛知・明治・伊藤銀行。

(3) 三井は一八九一年、駿河町貯蓄銀行の設立を計画したが、実現に至らなかった(進藤寛「明治時代の貯蓄銀行」東畑・高橋監修『日本の銀行制度確立史』(一九六六年)所収、二三五～八頁)。

二 史的分析

不動貯金銀行は一九〇〇年九月に、公称資本金一〇万円(払込資本二万五千円)の零細資本で設立された(本店・東京市芝区)。創設者の牧野元次郎は当時、成田銀行と関係を持っていたが、その詳細は不明である⁽¹⁾。その後、一九〇一年に不動貯金銀行が第二回の株式払込金徴収をした際、同行の業績不振に失望した多くの株主が払込みに応じなかったため、株式の大半が牧野の所有に帰し、実質的に牧野の個人銀行となった⁽²⁾。

独占的貯蓄銀行としての同行の展開をクロノロジカルに追う場合、一九〇三年の取付の影響から回復して、預金残高が上向過程をたどりはじめた一九〇五年にその起

点を置くのが適切と思われる。以後、同行が消滅過程に入る一九四三年までを分析対象とする。

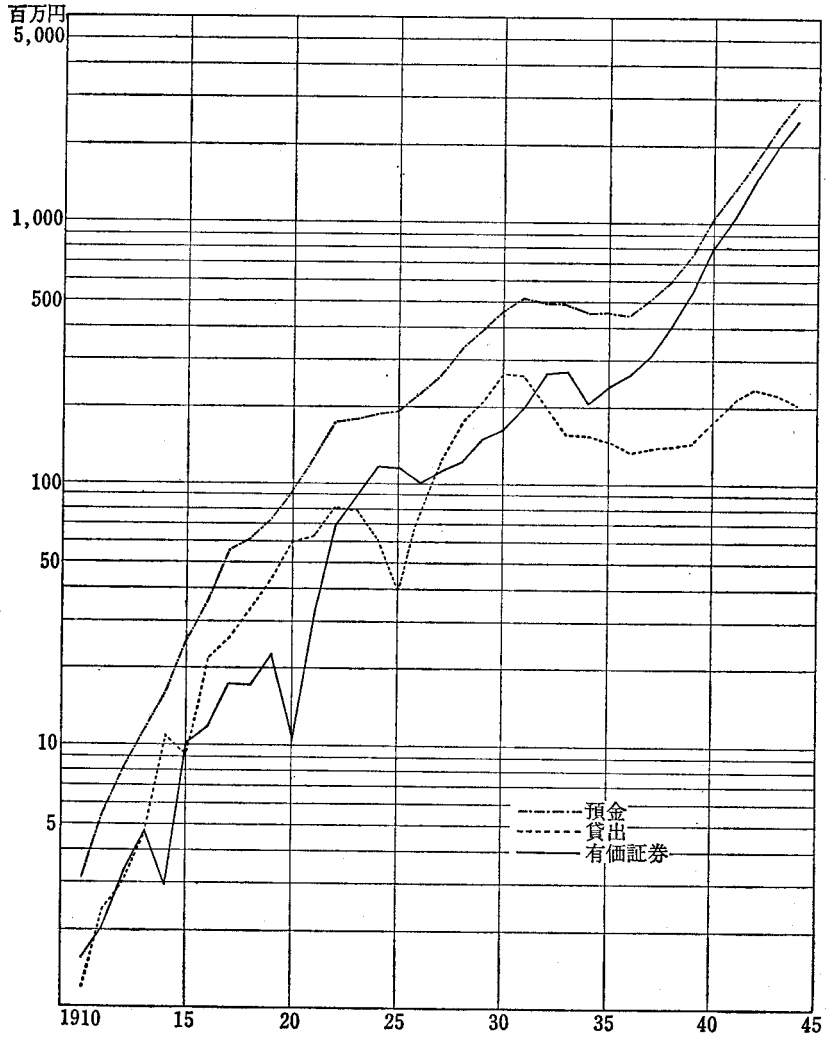
分析にあたっては、長期的経営趨勢を示す基本指標として、各期末預金・貸出金・有価証券残高の推移(第一図)と、各期經常收支比率・総資産利益率〔総資産対純益金の比率〕(第二図)を用いる。

1 第一期(一九〇五～一五年)

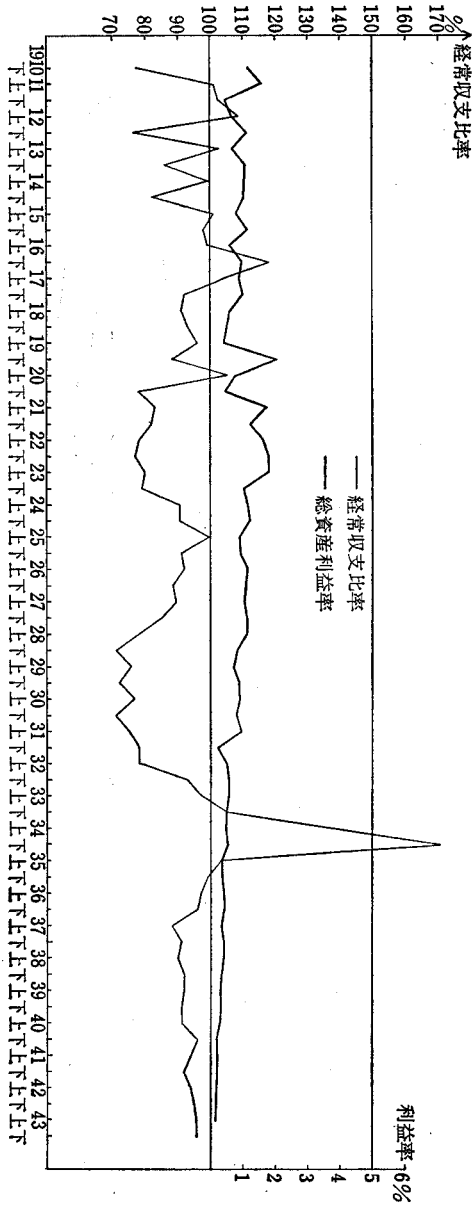
不動貯金銀行は日露戦後に目覚ましい発展をとげ、一九一五年には預金残高で大阪貯蓄銀行を抜き、專業貯蓄銀行中第一位となった(第一図)。当時存在していた群小貯蓄銀行の中から同行が頭角を顕した理由を、この時期の同行の経営の諸特徴のうちに見ることができる。

第一は、外交員派遣の集金制度にもとづく定期積金業務である。定期積金とは、俗に月掛貯金とも呼ばれ、給付時期と金額を決めて定期(普通は月掛)に払込みをする預金である⁽⁵⁾。この業務の創始者が牧野だったとする見解は誤りであるが⁽⁶⁾、この業務に集金制度を導入して、巧みにこれを駆使したことが同行発展の要因であったことは間違いない⁽⁷⁾。以後、一九四八年に同行が歴史を閉じるまで、定期積金は同行の業務の中心をなした。

第1図 不動産貯金銀行預金・貸出・有価証券残高の推移



(43) 不動産貯金銀行の発展構造



第2図 不動産貯金銀行総資産利益率・経営収支比率の推移

第二は、全国的な代理店網の設置である。同行は日露戦後期に集中的に代理店網拡大を図り、ほぼ全国の主要都市に支店を配置し終えた(第一表)。一般に貯蓄銀行は親銀行の店舗網を代理店とし、貯蓄銀行業務を委託したのであるが、不動産貯金銀行の代理店は実質的には支店であった。同行は定期積金吸収事務を扱うための別会社、

日本勸業会社を設立して、この会社との間に代理店契約を結んだのである(8)。代理店の多くが地方に設置されたとは言っても、農村部への進出を企図した訳ではなく、地方都市の市街地への営業基盤の拡大を狙ったものであった(9)。後に述べるように、主に定期積金を行なったのは、中小商工業者および勤労者、とりわけ前者だったからで

第1表 不動貯金銀行の支店・代理店

各年末	支店数	代理店増減
1900	0	0
01	0	+ 3
02	0	+ 3
03	0	0
04	0	0
05	0	+ 9
06	0	- 4
07	0	0
08	0	+ 9
09	0	+ 21
10	0	+ 3
11	0	- 2
12	3 (3)	+ 4
13	3 (3)	+ 5
14	4 (4)	+ 5
15	5 (5)	+ 16
16	12 (7)	- 8
17	19 (9)	- 6
18	30 (9)	- 11
19	40 (10)	- 10
20	70 (16)	- 30
21	70 (16)	0
22	70 (16)	0
23	70 (16)	0
24	70 (16)	0
25	70 (16)	0
26	71 (17)	0
27	74 (20)	0
28	72 (20)	0
29	72 (20)	0
30	74 (22)	0
31	75 (23)	0
32	75 (23)	0
33	75 (23)	0
34	75 (23)	0
35	75 (23)	0
36	75 (23)	0
37	77 (25)	0
38	80 (28)	0
39	82 (30)	0
40	82 (30)	0
41	82 (30)	0
42	83 (31)	0

注 1: () 内は東京、大阪、愛知、神奈川、兵庫、京都各府県所在支店数。
 2: 代理店数は各年末の絶対数を求められないので増減を示した。増減の合計がゼロとならないのは、記載漏れがあるためと思われる。
 3: 代理店は1920年に全廃された。
 出典: 大蔵省銀行局『銀行総覧』(各年次)、天沼熊吉編『牧野頭取講演全集』巻末「不動貯金銀行年表」。

ある。同行は全国的な代理店網を預金吸収のために用い、資金は東京に集中して運用した。⁽¹⁰⁾

第三は、一九一〇年に開始した東京市内の中産者層に対する不動産(特に家屋) 抵当貸付である。⁽¹¹⁾ 当時、家屋を抵当に貸出を行なう銀行は少なかったため、この貸出の開始は同行の貸出額の急増をもたらした(第一図)。

一九一一年上期の『営業報告書』は、「就中東京市内不動産担保貸付ハ本行預金ノ特色ト相俟テ其成績極メテ佳良ニシテ、未ダ會テ何等ノ蹉躓ヲ見ズ、殊ニ中流社会ノ融通ヲ主眼トシテ小口ニ広ク貸出ス方針ヲ採レルヲ以テ、

預金貸出共ニ其得意先ヲ同フシ、全ク中流社会ノ機関銀行トシテ立ツニ至レリ」と述べている。一九一四年末現在、不動産抵当貸付は同行貸出残高の六六・六%を占めていた。⁽¹²⁾ その後、不動産抵当貸付は大阪支店、京都支店などでも開始された。⁽¹³⁾

以上、この時期の不動貯金銀行の発展をもたらした経営上の諸特徴を見てきた。ここで注目しなければならぬのは、同行が預金吸収策として高利率をとらなかつたことである。もっとも、一九〇八年頃までは高金利を預金吸収の手段としていた。一九〇八年七月の牧野頭取の

訓示「勧誘上の心得(一)」は、普通銀行の特別当座預金(日歩一錢四厘)、郵便貯金(五・〇四%)に比べて定期積金の利率(七・六一%)の有利さを強調している。⁽¹⁴⁾しかし、一九〇九年には積金利率を四・三%(二円六〇錢掛)、一九一〇年には三・一%(二円六五錢掛)にまで⁽¹⁵⁾下げ、一九一〇年の利下げで四・二%となった郵便貯金利率を下廻るに至った。

さて、この時期の業績は、預貸金の急伸長にもかかわらず、經常収支比率は高く、良好とは言えない(第二図)。一九一六年当時、大蔵省銀行局銀行課長であった青木得三は、経営内容の悪かった同行に監督権を發動して、整理案を立てさせようとしたが失敗に終わった経過を後に回想している。⁽¹⁶⁾

2 第二期(一九一六―二二年)

この時期は第一次大戦の好況に支えられて同行は持続的な成長をとげ、貯蓄銀行中第一位の座を守った。

一九一三年に開始された定期積金者に対する無担保の貸出は、この時期に急成長して不動産抵当貸出にとって代わり、預金においては三年ものの定期積金主流、貸出においては定期積金者貸出主流の同行の経営の基本バタ

ーンがここに確立した。

定期積金者貸出は当初、五年ものの定期積金契約者のうち、二年以上毎月遅滞なく掛金を納入した者を対象に行なわれた。貸出限度は契約額まで、期限は契約満期まで、利率一二%、調査費なしであった。⁽¹⁷⁾五年貯金が廃止されたのちは、一九一五年から三年ものの積金契約者に対して同様の貸出が開始された。貸出を受ける資格は一年半以上掛金を遅滞なく払込んだ者、又は満期継続をした者であり、利率は九・六%であった。⁽¹⁸⁾

日露戦後の不況過程において中小工商业者金融問題が発生した。⁽²⁰⁾農商務省商務局『小工商业者ノ資金融通ノ状況ニ関スル調査』(一九一二年)は、全国各商業会議所に宛てたアンケートを編纂したものであるが、そのうち東京商業会議所の回答は、「資金融通上小工商业者ノ最も不便トスル事項」の筆頭に「対人信用ニ依ル融通機関ノ無キコト」をあげている。⁽²¹⁾不動貯金銀行の定期積金者貸出は、まさにこのような対人信用の要求にこたえるものであったために、短期間に急成長を遂げたのである。

この時期の支店政策も、定期積金者貸出の發展と関連して論じられなければならない。一九一五年までに支店

銀行の預金構成

(単位: 1000円, %)

預金種別構成比					定期積金 者貸付 L	L/B M
定期積金 G	定期預金 H	据置貯金 I	特別当座預金 J	普通貯金 K		
85.6	13.4	0	0.8	0.1	0	0
73.5	21.9	0	4.6	0.1	0	0
70.9	27.2	0	1.9	0.1
66.5	31.3	0	2.2	0.1
59.4	39.7	0	0.8	0.1
67.9	31.2	0	0.8	0.1
69.4	29.4	0	1.1	0.1
73.1	25.6	0	1.3	0.0
66.9	26.9	0	6.2	0.0
69.1	29.5	0	1.4	0.0
77.9	21.0	0	0	1.0
81.6	17.7	0	0	0.7	67,271	47.4
81.5	17.7	0	0	0.8	72,042	49.1
77.3	21.5	0	0	1.2	42,998	29.4
74.3	24.6	0	0	1.1	28,490	19.9
73.7	24.9	0	0	1.4	66,735	40.6
76.5	22.3	0	0	1.2	115,806	58.2
79.1	20.0	0	0	1.0	169,751	65.3
77.9	21.2	0	0	1.0	201,965	65.9
70.4	7.5	20.8	0	1.4	261,927	80.7
63.0	2.7	33.2	0	1.1	254,667	80.0
55.2	0.6	42.6	0	1.6	190,320	69.4
51.3	0.0	47.1	0	1.5	145,882	58.5
57.0	2.1	39.3	0	1.7	143,373	55.4
60.0	2.3	36.4	0	1.6	140,162	51.4
56.0	2.3	39.8	0	1.9	127,376	50.5
57.7	1.9	38.0	0	2.4	132,636	45.7
59.8	1.5	36.4	0	2.3	133,120	37.2
60.0	1.2	35.4	0	3.7	139,447	31.1
60.0	0.6	35.8	0	3.6	170,126	27.1

(47) 不動貯金銀行の発展構造

第2表 不動貯金

各年末	預金残高 A	預金種類別残高				
		定期積金 B	定期預金 C	据置貯金 D	特別当座預金 E	普通貯金 F
1911	5,526	4,732	743	0	45	4
12	8,090	5,945	1,768	0	369	6
13	11,285	8,000	3,065	0	212	6
14	16,233	10,794	5,073	0	353	12
15	25,637	15,230	10,175	0	199	32
16	36,494	24,763	11,399	0	288	42
17	54,973	38,136	16,186	0	579	69
18	61,098	44,643	15,623	0	815	15
19	72,271	48,343	19,470	0	4,446	10
20	93,853	64,830	27,701	0	1,311	8
21	128,546	100,193	27,006	0	0	1,346
22	173,810	141,904	30,699	0	0	1,205
23	179,955	146,627	31,844	0	0	1,483
24	188,845	146,004	40,598	0	0	2,242
25	192,138	142,811	47,246	0	0	2,079
26	222,889	164,299	55,426	0	0	3,163
27	259,927	198,908	57,870	0	0	3,147
28	328,872	260,017	65,616	0	0	3,238
29	393,595	306,462	83,291	0	0	3,841
30	461,516	324,753	34,691	95,802	0	6,269
31	506,337	318,884	13,849	167,968	0	5,634
32	496,939	274,191	3,062	211,810	0	7,874
33	485,532	249,189	154	228,669	0	7,518
34	454,571	258,935	9,507	178,562	0	7,564
35	457,303	272,832	10,489	166,460	0	7,521
36	450,183	252,229	10,318	179,232	0	8,402
37	502,808	290,143	9,458	191,295	0	11,910
38	598,517	357,744	9,086	217,704	0	13,981
39	750,908	448,289	8,887	265,916	0	27,814
40	1,048,287	628,615	6,705	374,945	0	38,020

注：…は不明。 出典：協和銀行編『本邦貯蓄銀行史』巻末附表より作成。

網の拡大は終り、この時期には順次に代理店から支店への切替えが行なわれた(第一表)。店舗網自体の拡大はなされていらない。支店への転換は大蔵省の勧奨による日本勧業会社解散(一九二〇年)のためという側面も確かであるが、主たる理由は、地方店舗が単なる預金吸収店から、貸出も行なう店舗に変わったことにあると思われる。すなわち、定期積金者貸出は担保品査定等の繁雜な事務を必要としないので、地方店舗でも貸出業務が可能となったのである。

この時期の預貸金の構成を見ると、預金面では定期積金の構成比が一九一五年の五九・四%から、一九二二年の八一・六%へと増大し、定期積金が預金の大部分を占めるに至った(第二表)。また、貸出面では一九一九年七月に株式抵当貸を、同年一二月には不動産抵当貸を廃止した⁽²⁴⁾。とくに後者は大戦期迄は定期積金者貸と並んで、同行の二大貸付業務とされていたものであるが、その廃止により、同行の貸出は定期積金者貸出にほぼ一本化した(一九二一年末で、定期積金者貸付は総貸出残高の八七・九%を占めた)。

このような定期積金業務への專業化は、一九一六年施

行の改正貯蓄銀行条例によって促進されたのである。すなわち、この改正により定期積金・据置貯金業務が貯蓄銀行個々の業務として認められ、貯蓄銀行以外のものがこの業務を営むことは禁止された。一九一五年施行の無尽業法が、営業無尽の發展を抑える取締立法的性格の法律であったこととあいまって、貯蓄銀行は類似業務を営む他業種の競争から法制的に保護された形となった⁽²⁵⁾。

ところで、この時期の経営内容を見ると、大戦期から大戦直後の好況期には余り成績は良くなく、一九二〇年恐慌後にかえって好転している(第二図)。経営政策の転換(不動産抵当貸の廃止など)、恐慌前における株式の売却⁽²⁷⁾、一九一八、一九一九年にかけての大幅な人員整理⁽²⁸⁾により、後半に業績が好転したものと思われる。

3 第三期(一九二三～二五年)

前の時期の終りの一九二一年に貯蓄銀行法が制定され、二二年から施行された。この法律は、貯蓄銀行と普通銀行を完全に分離し、前者を健全な貯蓄機関として厳しく監督しようとするものであった。貯蓄銀行条例の下で認められていた普通銀行業務と貯蓄銀行業務兼営が禁止された上、最低資本金額(五〇万円)が設けられたために、

貯蓄銀行業務を営む銀行数は四分の一以下に激減した。さらに、資金運用にも厳しい制限が設けられた。⁽²⁹⁾

牧野は当初、貯蓄銀行法に関してきわめて否定的な見解を示していた。法案提出前の一九二一年一月に、牧野は法案の議会提出を予想して、「政府の御方針が、貯蓄銀行といふものは、必らずしも庶民金融の機関にならぬでもよろしい。只だ金を預かる、安全に預かるのが即ち貯蓄銀行の職務だといふやうな点から、種々規則を改正いたしますると、私共が庶民金融の機関として働らくことが或は出来ぬかも知れません」と述べた。

ところが、一九二一年二月に議会で提出された法案には、定期積金者貸出の禁止条項はなく、供託最低金額も貯蓄預金の二分の一でなく三分の一であったため、不動貯金銀行は従来の営業方針をほとんど変更する必要はなかった。⁽³¹⁾一九二三年始めの牧野の語調は先の発言とはうって変わったものであった。「昨年初めて貯蓄銀行法が実施されました、まだ一年にしかありませんが、今後二三年経ちます中には、貯蓄銀行の、力弱きものは、段々と淘汰されて行きはしないかと思ひます、否貯蓄銀行ばかりではありませぬ、普通銀行も早晚一洗される時代

が来やうと思ひます、さう云ふ時代が来れば来る程一段と本行の光輝を放つことになります。」⁽³²⁾

貯蓄銀行法の施行は直ちに同行の地位の強化をもたらした訳ではなかった。一九二三年の関東大震災は、京浜地帯の中小商工業者を主要な貸付対象とする同行を危機に追込んだ。ここで牧野は再び悲観論者となる。「斯ういふ事変に際しますると不動貸金をやらなかった方が可かった」と述べ、これまで同行の特色として賞揚してきた定期積金貸出を、一九二三年九月に廃止してしまつた。さらに、貯蓄銀行法の定期積金者貸出に関する条項に関して、「彼の一条がなければ、貯蓄銀行の法律は完全無欠であつたらうと思ひます」とさえ発言しているのである。⁽³⁴⁾このような方針の急変は、関東大震災の衝激によるものだが、一九二〇年恐慌後の不良貸の増加が衝激を増幅した点も見のがせない。⁽³⁵⁾(第四表)。

同行の貸出の大部分を占める定期積金者貸付を廃止するならば、吸収した預金は一体何に向けられるのか。一九二四年上期の『営業報告書』は次のように述べている。「本行ハ貯蓄銀行本来ノ使命ニ鑑ミ、最モ安全確実ニシテ少シモ危険ノ惧ナク、且ツ其ノ用途ガ公益公益ヲ主ト

スルモノニ投資スル方針ノ下ニ、先ヅ国債地方債ノ応募引受ヲ第一トシ、尚剩リタル資金ハ銀行引受手形ノ買入レ及一流銀行コールニ放出利殖スル事ニシマシタ。又各支店ニ於テ吸収シタル預金ハナルベク当該地方ニ散布スル目的ヲ以テ、府県債、市債ノ引受ニ運用シ、努メテ地方公共ノ福利増進ニ寄与貢獻スル方針ヲトリマシタ。

不動貯金銀行があえて定期積金者貸出廃止に踏み切つた裏には、当時、特殊銀行のコールや預ケ金、銀行引受手形が高利率であり、また国債の利廻も上昇していた事情を見逃すことはできない。⁽³⁶⁾ 牧野は、「今日金融の逼迫時代でありますから、八分以上に廻すといふ事は、不動資金に廻さんでもいくらか廻る方法がございますのであります、例えば銀行引受手形を買ひましても、コールに貸しましても、八分以上に今日は廻って居りますので⁽³⁷⁾と述べている。

定期積金者貸付の廃止は、同行の経営を安定させるどころか、かえって預金の停滞を招くに至った(第一図)。同行の定期積金が他行に比べて低利率であるにもかかわらず、これまで同行の預金が伸びてきたのは、同行の定期積金者貸出の条件が最も緩かったからである。⁽³⁸⁾ 貸出を

受けるために預金をしているのであるから、貸出が廃止されれば、もはや同行に預金するメリットは何等存在しないことになる。

4 第四期(一九二六―三〇年)

一九二六年から不動貯金銀行は定期積金者貸出を再開し、再び積極方針に転じた。震災前の貸出が順調に回収されたためである。⁽³⁹⁾ 一九二四年一〇月に定めた「資金運用規定」では、貸付金を総預金の二〇%以内としていたのを、一九二六年一月から五〇%以内に改めた。⁽⁴⁰⁾ その後、定期積金者貸付は飛躍的に増大し、一九三〇年末には一九二五年末の九・二倍となり、総預金中の構成比も五六・八%となった(第二表)。それと併行して預金高も顕著な増加を見た。

昭和金融恐慌の時期に同行が著しい発展を遂げたのは、貯蓄銀行法の強い規制下に置かれた貯蓄銀行の安全性を預金者が評価して、普通銀行から預け替えたためである。⁽⁴¹⁾ 同行に関しては特に、金融恐慌で中小銀行が没落した結果、資金融通の途を失った中小商工業者が同行に集中したという事情が重視されなければならない。かくして、この時期に不動貯金銀行は同行の歴史上、最も安

(51) 不動貯金銀行の発展構造

第3表 昭和恐慌下の不動貯金銀行支店別預金増減率 (1931.12末→1935.6末)

増減率	支店名
+40%以上	柳川 (46.0) 呉 (43.2) 前橋 (41.0)
+30%以上	甲府 (32.9)
+20%以上	横須賀 (28.3) 徳島 (27.2) 仙台 (22.1) 山田 (21.1) 佐世保 (21.1) 岡崎 (20.6)
+10%以上	桑名 (16.7) 大牟田 (14.8) 熊本 (11.0) 加古川 (10.7) 下関 (10.5)
+10%未満	畝傍 (9.6) 広島 (9.4) 岡山 (8.5) 岐阜 (7.1) 直方 (7.0) 彦根 (5.5) 奈良 (5.3) 浜松 (5.3) 宇都宮 (5.1) 福岡 (3.6) 福山 (3.5) 佐賀 (2.7) 姫路 (1.6) 丸亀 (1.5) 尾道 (0.8) 富山 (0.6)
-10%未満	津 (△2.2) 松阪 (△2.7) 小倉 (△2.9) 静岡 (△3.0) 九段 (△3.0) 門司 (△4.9) 高知 (△5.3) 乃木坂 (△5.9) 上野 (△6.6) 四日市 (△6.9) 高松 (△7.1) 高岡 (△7.3) 和歌山 (△7.8) 本居 (△8.2) 岸和田 (△8.3)
-20%以上	全国平均 (△8.9) 長崎 (△9.1) 八幡 (△9.6) 大津 (△10.3) 名古屋 (△10.3) 久留米 (△11.1) 両国 (△11.5) 湯浅 (△13.2) 大阪北 (△13.4) 金沢 (△14.0) 明石 (△14.3) 小樽 (△18.4) 大阪 (△18.5) 松山 (△19.5) 札幌 (△19.9)
-20%以上	大分 (△20.7) 白山 (△21.2) 横浜 (△21.9) 堺 (△22.1) 大阪西 (△22.3) 神戸 (△22.4) 福井 (△24.1) 日本橋 (△27.7) 豊橋 (△28.5) 鹿児島 (△29.1)
-30%以上	長岡 (△30.0) 京都 (△30.7) 七条 (△31.4) 函館 (△32.7) 大阪南 (△35.7) 新潟 (△38.4)

注1: () 内は増減率。

2: □で囲ってあるのは6大都市所在の支店。

出典: 不動貯金銀行『昭和6年下期事業要覧』: 同『昭和10年上半年各店営業状況の諸調査』より作成。

定した時期を迎えたのである⁽⁴³⁾。

この時期に、資金運用中での定期積金者貸出の比重はさらに高まった。

金融恐慌以後、今迄高金利を稼いでいた特殊銀行方面への資金運用の機会が消滅したために、同行の資金運用はますます中小商工業者貸出に偏重していった。同行は定期積金貸出の制限を緩める措置をとり、余裕資金の消力に努めた⁽⁴⁴⁾。

支店政策では、都市への効果的な支店拡大がはかられた。一九二七年一月の株主総会に於て牧野は、「将来も六大都市には、段々と支店を設けて行くつもりであります⁽⁴⁵⁾」と、都市重点主義を表明した。大阪西・白山・両国・九段・七条・乃木坂の各支店がこの時期に設置された(第一表)。

5 第五期(一九三一〜三六年)
一九三一年以降、不動貯金銀行の預

金残高は、日露戦後以来はじめて、大幅の減少を示した(第一図)。利益率の低下、經常收支比率の悪化も進行し、同行は深刻な経営上の危機に直面することとなった(第二図)。

預金残高の減少は言う迄もなく、昭和恐慌の影響である。一九三二年下期の『事業要覧』は、とくに定期積金減少の原因として、「(一)匡救事業並に低利政策の実施せらるるに至りたるも、財界未だ回復せず中小商工業者の立直りを見るに至らざること、(二)好況期に契約したる貯金が満期に到達し、満期支払金の増加したること」⁽⁴⁶⁾をあげている。

支店別に預金の増減を検討すると興味深い結果が得られる(第三表)。昭和恐慌下に都市支店は全て預金が減少し、大阪南・京都・七条支店は実に三割も減少したのに対し、地方支店は半数の支店で預金が増大し、都市支店の減少をある程度カバーする格好になっている。経営効率の悪い地方支店が同行の経営圧迫の一要因であったのだが、この時期には預金減を食い止める役割を果たしたのである。

預金構成を見ると、定期積金の割合が一九二八年の八

割から一九三三年には五割にまで低落し、一九三〇年に業務を開始した据置貯金が五割近くを占めるに至った。⁽⁴⁷⁾

(第二表)。しかし、高利率の据置貯金(四・七%)の吸収は経営を圧迫する結果をもたらしたため、据置貯金の利率を一九三二年一〇月には四・二%に下げ、さらに三年には全国一率に三・七%とした。⁽⁴⁸⁾

貸出面では不良貸付増大により、一九三〇年下期より三六年以上期まで毎期一〇〇万円を越す滞貸金償却を行なわねばならなかった。このような多額の償却は、貸出補填として徴収していた調査費をはるかに上回る額であった。⁽⁴⁹⁾(第四表)。

経営を圧迫した要因として、さらに国債価格の下落があげられる。国債の時価評価による決算方式では、国債価格下落時には評価損が計上され、それが利益金を減少させることになる。しかし、この問題は一九三二年七月、国債の標準発行価格での評価を認める「国債の価格計算に関する件」が施行されることで一応の解決をみた。⁽⁵⁰⁾

一九三三～四年にかけて三割もの大量の人員整理を断行した結果、⁽⁵¹⁾景気の回復とともに経営内容はややもち直してきた。

(53) 不動貯金銀行の発展構造

第4表 不動貯金銀行の滞貸金償却と調査費
(単位 1000円)

各 期	滞貸金償却	調査費
1921 上	243	* 270
1921 下	278	* 375
22 上	357	311
22 下	613	374
23 上	321	408
23 下	357	193
24 上	176	6
24 下	135	11
25 上	164	5
25 下	408	3
26 上	228	236
26 下	278	373
27 上	483	460
27 下	292	457
28 上	415	733
28 下	743	505
29 上	585	739
29 下	849	1,218
30 上	940	1,276
30 下	1,671	1,867
31 上	2,169	1,044
31 下	1,399	1,060
32 上	1,970	328
32 下	1,889	449
33 上	1,440	355
33 下	1,313	379
34 上	1,953	301
34 下	1,655	371
35 上	1,694	299
35 下	1,616	354
36 上	1,013	319
36 下	680	396
37 上	507	363
37 下	596	382
38 上	591	366
38 下	601	366
39 上	661	355
39 下	789	442
40 上	697	192
40 下	241	196

註: 1921 上・下期は手数料収入の項目をとった。
出典: 不動貯金銀行『営業報告書』(各期)

6 第六期(一九三七と四三年)

預金残高の面では、一九三六年をボトムとして、以後上昇に向かうのであるが、利益率は低下の途をたどり、經常収支も赤字基調である(第一図・第二図)。

利益率の低下は定期積金者貸出の減少によるもので、一九三一年に定期積金残高の八割を占めたこの貸出は、一九四〇年には三割弱にまで減少するのである(第二表)。総務部長の小山強次は、定期積金者貸出減少の原因を論じた中で、「時局の関係により資金の需要あるべ

きものと思はるゝ工業者層は僅々(本行預金者)全体の一割にも満たざること」、「各種統制の結果、思惑的物資の買入れが出来なくなり、又固定資金、拡張資金等も各種の制限を受くるに至り、その方面の資金の需要を減退せること」(註)を原因としてあげている。要するに、中小商業金融の中でも特に中小商業(小売業)に主要な貸付基盤を置いていた同行は、統制下の小売業の没落とともにその基礎を失っていったのである。かくして、この時期の不動貯金銀行は、預金の伸びに

もかかわらず、その預金の大半を国債に運用するところの、資金吸収機関に転化したのである。かかる運命は、地方銀行がたどった運命と軌を一にする。一九四〇年の収益税免除条項の削除、一九四一年の国民貯蓄組合法を経て、一九四三年の「普通銀行等の貯蓄銀行業務または信託業務の兼営等に関する法律」で、再び貯蓄銀行業務の兼営が認められるに及び、貯蓄銀行の独自性は否定され、同行も消滅過程に入るのである。

(1) 牧野が成田銀行に関係していたために、創立時の頭取には牧野の岳父の小堀清が就任し、牧野は監督という名義で経営に参加した(武者小路実篤『牧野元次郎』(一九三五年)三六―四四頁)。なお、牧野は一九〇四年に頭取に就任した後、一九四一年に六男の寺本五郎に引継いで引退するまで三七年間頭取の座にあった。

(2) 「本行の由来」(一九〇九年)天沼熊吉編『牧野頭取講演全集』(一九三〇年)所収、二七―二八頁。——以下『全集』と略記する。牧野は一九一〇年末現在、不動貯金銀行の総株数二千株中、一四二四株(七一・二%)を所有していた(不動貯金銀行『第二十一期營業報告書』二二―三頁)。なお、不動貯金銀行創立の一年後の一九〇一年十月に成田銀行は経営行詰りで休業した。成田不動の機関銀行であった成田銀行は、成田鉄道株式担保貸付、土地担保貸

付の固定により経営が悪化した(成田銀行の臨時休業)『銀行通信録』一九三三号(一九〇一年一月)八四二頁)。このことと、第二回払込金募集の失敗との間に関係があるかどうか確認しえなかった。

(3) 『不動貯金銀行小史』(タイプ印刷、作成年次不明)三―四頁。

(4) 本稿では「預金」という用語を、狭義の預金の他に、貯金(普通貯金・据置貯金)、定期積金を含めた広義の意味で用いる。

(5) 不動貯金銀行の扱った定期積金は、創立当初と一九一―二―四年の間を除けば、三年もののみであった。創立当初は最短五年から最長百年まで八種の積立貯金を受入れたが、期間が長期すぎて失敗に終わった(「不動貯金銀行の設立」『東京経済雑誌』一〇五七号(一九〇〇年一月)一一六―一〇頁、「牧野頭取演説筆記」(一九〇八年)『全集』一五―六頁)。三年ものは一九〇一年から取扱を開始した。

(6) 小山強次『定期積金研究』(一九二四年)二五―六頁、橋爪明男編『金融大辞典』第二卷(一九三四年)のうち「貯蓄銀行」の項(黒田忠雄執筆)など、定期積金を牧野が創始したとする記述が多い。しかし、進藤寛氏によれば、一八八〇年にすでに第六十国立銀行(東京)が積金会社「保存社」の代理店として定期積金の取扱を開始した事例が見出されるといふ(「国立銀行の貯蓄預金業務」『地方金融史研究』第一〇号(一九七九年三月)八頁)。

- (7) 一九〇二年に開始した外交員による集金制度も、しばしば牧野の着想と言われるが、定期積金に外交員を用いた創始者が誰であったかは不明である。一九〇〇年頃には、定期積金に類似した業務を営む保険・無尽が集金制度を活用していた(前掲『本邦貯蓄銀行史』一五五―六頁)。なお、牧野は定期積金と集金制度との関係を次のように述べている。
- 「今を去る十年前、即ち明治三十三年九月に本行の特色石の上にも三年貯金といふを案出したのである、其上強制的集金制度を設け預金者の心の箍を緩めさせないやう、油断なく往訪集金して貯蓄熱の冷めないやうにしたのである。則ちこの三年貯金と集金制度は両々相俟ち初めて真の貯金が出来るのである」(なぜ貯金をせねばならぬか)(一九一一年)『全集』一三頁) 文中の明治三十三年九月は、註5に示した通り誤りである。
- (8) 不動貯金銀行は日本勧業会社に三分の手数料を払い、募集にかかった費用は全て同社に負担させた(憐不動貯金銀行元常務取締役 小山強次氏談話)(一九六五年一月一日)(タイプ)三頁)。
- (9) 「代理店は其所在地の市街地のみを目的として設けられたるものなれば、遠距離に、散在する町村まで手を延ばす必要なし、三年貯金は一ト度加入せしむれば、三年間集金の要あり、其費用と労力とを忘る可らず」(牧野頭取訓示集)(一九一〇年)『全集』五三頁。
- (10) 前掲「牧野頭取演説筆記」二二頁。
- (11) 日本銀行臨時調査委員会『工業金融ニ関スル調査』(一九一七年)は、不動貯金銀行の不動産担保貸付について、「其大部分ハ商人又ハ官吏、会社員ニ対スルモノ」であるとしている(『日本金融史資料』明治・大正篇、第二四卷、三八三頁)。
- (12) 不動貯金銀行『第二十七期營業報告書』九頁。
- (13) 「本行の現状に就て」(一九一五年)『全集』三四九頁。
- (14) 『全集』六頁。
- (15) 『全集』卷末年表。
- (16) 「青木得三氏との座談会」(一九六〇年三月) 地方金融史研究会編『地方銀行史談』第一集(一九七〇年六月) 九一―二頁。不動貯金銀行の名前は伏せているが、文脈から同行を指すことは明らかである。
- (17) 小山強次「本行のニコノ貸金制度に就て」(昭和十年三月二十九日神田如水会館に於ける商工省小売制度改善調査委員会講演要領)(タイプ印刷)二頁。
- (18) 一九一二年、五年の定期積金を開始したが、一年目の解約率が、三年積金の二五%をはるかに上廻る四〇%にも達し、満期迄には四分の一程度しか残らないことが予想されたため、一九一四年五月限りで新規受付を中止した(「預金卷千万円」(一九一三年)『全集』六五頁、「牧野頭取訓示」(一九一四年)『全集』二二六頁、「今日一日之記に就

- て」(一九一五年)『全集』三〇七頁。
- (19) 「名譽貸金の利子変更について」(一九一六年)『全集』四一二頁。なお、定期積金を同行では、「出世貯金」、「三年貯金」、「ニコ／＼貯金」、「不動貯金」の名称で、また定期積金者貸付を「名譽貸金」、「ニコニコ貸金」の名称で呼んだが、本稿では定期積金および定期積金者貸付の名称に統一する。
- (20) この時期の中小商工業金融問題については、由井常彦『中小企業政策の史的研究』(一九六五年)五五、六三、八一、八頁、渋谷隆一「社会問題の発生と下級金融機関調査」『金融経済』一二九号(一九七一年八月)参照。
- (21) 前掲『日本金融史資料』明治・大正篇、二四卷、四六二頁。
- (22) 小山、前掲談話、三頁。
- (23) 同行の小山強次は、一九二三年に、定期預金は競争がはげしいから、努力の割に成績が上がらない。定期預金に對しては保守的政策をとり、定期積金吸収に力を注ぐべきだと述べている(前掲『定期積金研究』三一〇頁)。
- (24) 「大黒様のお蔭」(一九二六年)『全集』二九五頁。
- (25) 一九一五年に牧野は、「不動産貸付、並びに此の対人信用の貸付、此の二つをもちまして、此の銀行は出来るだけ金融を計って見たい」と述べている(前掲「本行の現状に就て」三五六頁)。
- (26) 前掲『本邦貯蓄銀行史』一三九頁、麻島昭一「無尽業法の成立事情——日本金融立法史の一環として」『信託』
- 復刊第九〇号(一九七二年四月)五二、四頁。
- (27) 小山、前掲談話、五頁。
- (28) 外交員の約三分の一を整理した(「店長會議に於ける頭取の訓示」(一九一九年)『全集』五七一頁)。
- (29) 前掲『本邦貯蓄銀行史』一四一、一六四頁。
- (30) 「新年の御挨拶」(一九二一年)『全集』六一八、一九頁。
- (31) 「今度の法律が実施になりましたも、何等抵触するところは無いのであります、猶進んで露骨に申しますると、丁度年来此銀行が採って居った、方針其儘が法律になつて出たやうな訳でありますので、此銀行にとつては、此上もなき仕合でございます」(「一大提案」(一九二一年)一七九頁)。
- (32) 「新年の御挨拶」(一九二三年一月)『全集』六七〇頁。
- (33) 「震災後の本行」(一九二三年)『全集』六八〇頁。
- (34) 「寄らば大樹の蔭」(一九二四年)『全集』七三二頁。
- (35) 「あの貸金(定期積金者貸付——引用者)は此銀行にとつて非常なる有利なものではないのであります、御承知の不動賃の利息は年九分——みんな取つて九分でありませ、併し、対人信用でありますから、一定の割合で取れなくなるものも出て参ります、(中略)さういふやうな貸倒れを埋める方法として、調査費をとつて居りましたのですが、調査費だけでは足りなくなつて居ります」(前掲「震災後

- の本行」六八一頁)。
- (36) 前掲『定期積金研究』は一九二四年時点に立って、「国債の利廻りは増加するとも減少せざるべく、結局六分五厘乃至七分程度の利廻りは半永久的に持続し得べきものと思はれます」(四四〇五頁)と述べている。
- (37) 前掲「震災後の本行」六八一頁。
- (38) 「不動が堅くて一番割がいい」(一九二五年)『全集』七六二頁。
- (39) 「本行の過去と将来」(一九二五年)『全集』八〇五頁。
- (40) 不動貯金銀行『第四十九期営業報告書』(一九二四年下期)五頁。
- (41) 不動貯金銀行『第五十一期営業報告書』(一九二五年下期)八頁。
- (42) 全国貯蓄銀行の預金総残高もこの時期に増大している。
- (43) 牧野は一九三〇年下期について、「此半期は此銀行が創まって以来一番の好景気であった」と述べている(第六十一期定時株主総会)(一九三二年)小島元四郎編『続牧野頭取講演全集』(一九四一年)四頁——以下『続全集』と略記する)。
- (44) 定期積金者に対して「二回(一年)で貸出す、契約金千円未満の人にも貸出すなどの措置をとった(「支配人会議の席上にて」(一九二八年)『全集』八九九、九〇四頁)。
- (45) 「第五十三期株主総会に於て」(一九二七年)『全集』五〇九頁。
- (46) 不動貯金銀行『昭和七年下期事業要覧』(一九三三年)三頁。
- (47) 同行がそれまで据置貯金を扱わなかったのは、「据置貯金は利廻りの採算上どうしましても、定期積金の領域を侵蝕する」からであった(前掲『定期積金研究』四二九頁)。この時期に開始した理由は明らかでないが、定期積金者貸付の急増にともない、定期預金よりも実質利率の低い据置貯金で資金量拡大を図ったものと推定される。
- (48) 据置貯金利率は東京の協定利率と同率であったが、一九三三年の改訂までは、各支店は支店所在地の協定利率に準拠できることになっていた(前掲『昭和七年下期 事業要覧』一〇頁)。
- (49) 「低金利時代来る」(一九三二年)『続全集』一四九、五〇頁。
- (50) 後藤新一『大量国債と銀行』(一九七九年)二二三頁。
- (51) 前掲『本邦貯蓄銀行史』二二三〜五頁。
- (52) 小山強次『本行将来の経営に就て』(昭和十四年二月五日支配人会議に於て)〔タイプ印刷〕七丁〜八丁。

三 独占的性格の検討

以上の史的分析をふまえて、不動貯金銀行が如何なる性格の独占であったのかを検討したい。

まず、市場占拠率から検討する。一九一五年以降、一

第5表 不動貯金銀行の預金及び定期積金
シェア (%)

各年末	全国銀行預金中の不動貯金率	全国貯蓄銀行預金中の不動貯金率	全国銀行積金中の不動貯金率
1911	0.4
12	0.5
13	0.6
14	0.9
15	1.2
16	1.2	...	46.4
17	1.3	...	51.0
18	1.0	...	48.0
19	1.0	...	42.3
20	1.2	...	43.5
21	1.5	...	49.6
22	2.1	26.7	58.7
23	2.1	25.9	49.8
24	2.1	23.8	42.5
25	2.0	21.2	35.8
26	2.2	20.9	36.0
27	2.6	23.6	40.2
28	3.1	26.3	44.8
29	3.7	27.7	45.5
30	4.5	30.0	45.3
31	5.1	31.0	45.4
32	5.0	29.4	41.7
33	4.6	26.7	38.5
34	4.0	24.2	38.7
35	3.8	22.4	36.7
36	3.5	24.4	33.3
37	3.5	23.8	34.4
38	3.4	23.3	38.8
39	3.2	22.3	43.0
40	3.6	23.5	44.3

注 1: 1915年以前の全国銀行積金残高は不明。
 2: 1921年以前の全国貯蓄銀行預金については兼営銀行と合算した数字しかないので、この部分は省略した。
 3: 1915年以前の全国銀行定期積金残高は不明。
 出典 大蔵省銀行局『銀行局年報』(各年次)、協和銀行編『本邦貯蓄銀行史』巻末附表による。

貫して預金量トップの座を占めた同行が、貯蓄銀行の中で独占的シェアを占めたことは、貯蓄銀行と普通銀行が完全に分離した一九二二年以降、同行が二〇〜三〇%のシェアを有していたことから明らかである。定期積金のシェアはさらに高く、四〇%前後に及んでいた(第五表)。

普通銀行も含めた全銀行の中で見た場合、同行の地位

は独占的といえるだろうか。一九一五年末の時点で、同行預金は普通銀行中、第十六位の百三十銀行に次ぐ規模を有した⁽¹⁾。従って、二流独占銀行なみのシェアに到達していたことがわかる。さらに、一九三二年末には、同行は五大銀行に次ぐ、全国第六位の預金量を持つようになる⁽²⁾。

同行のシェアは地方においてはさらに高かった。県

(59) 不動貯金銀行の発展構造

第6表 各府県貯蓄銀行預金中の不動貯金銀行占拠率 (1929年6月末)

占 拠 率	府 県 名
90% 以上	山口 (100.0) 熊本 (100.0)
80% "	
70% "	
60% "	広島 (65.8) 福岡 (65.6) 鹿児島 (62.9) 高知 (61.6) 三重 (61.2) 奈良 (60.2)
50% "	和歌山 (55.7)
40% "	兵庫 (47.9) 佐賀 (43.9) 長崎 (43.4) 岐阜 (42.1) 栃木 (41.9)
30% "	神奈川 (38.6) 北海道 (37.1) 徳島 (32.1) 大分 (31.7) 滋賀 (30.7) 東京 (30.4)
20% "	石川 (29.8) 香川 (28.6) 山梨 (27.9) 全国平均 (27.0) 群馬 (26.8) 富山 (26.5) 宮城 (24.6) 福井 (20.4)
10% "	大阪 (18.7) 静岡 (17.0) 愛知 (16.6) 岡山 (16.0) 京都 (13.6) 愛媛 (13.4) 新潟 (11.2)
支店のない府県	青森・岩手・秋田・山形・福島・茨城・埼玉・千葉・長野・鳥取・ 島根・宮崎

注: () 内は占拠率 (%)

出典: 不動貯金銀行『昭和4年上期 営業報告書』(原本), 大蔵省銀行局『第54次銀行局年報』より作成。

内貯蓄銀行預金中、同行の支店だけで五〇%以上のシェアを占めた県が、一九二九年六月末には九県も存在した(第六表)。

以上の検討から、預金シェアの面から同行を独占と抱えることには疑問の余地はない。

次に、独占利潤の形成の面から検討したい。⁽³⁾ 主要銀行の総資産利益率を計算してみると、同行は三井・三菱・第一・住友の一流都市銀行の、おおむね二分の一以下の利益率にすぎない(第七表)。低利益率の傾向は同行個有の特徴ではなく、むしろ貯蓄銀行に共通した特徴と言えよう。安田貯蓄銀行、大阪貯蓄銀行の独占的貯蓄銀行の場合にもそれが指摘しうるからである。

低利益率をもたらした要因としては、二つ考えられる。第一は、貯蓄銀行法により資金運用の厳しい制限が課せられていること、第二は小口貯蓄預金の取扱いが繁雑でコストがかかることである。集金制度をとる定期積金業務を営んでいる場合には猶更である。

不動貯金銀行は、震災以降、資金運用を、ほぼ国債保有に半分、定期積金者貸付に半分というように単純化していった。⁽⁴⁾ 同行の場合、国債保有が低利潤の前記の

第7表 主要貯蓄銀行・普通銀行の総資産利益率

期間	銀行名 (%)						
	不動貯金	安田貯蓄	大阪貯蓄	三井	三菱	住友	第一
1921 ~ 25	0.90	0.58	1.15	2.41	2.19	1.34	2.28
1926 ~ 30	0.60	0.39	0.85	1.37	1.38	0.92	1.40
1931 ~ 35	0.30	0.33	0.65	0.74	0.99	0.86	0.86
1936 ~ 40	0.23	0.23	0.40	0.77	0.87	0.68	0.72

- 註 1: 不動貯金銀行の利益金は純益金から定期積金者配当金を差引いたもの。
 2: 利益金はいずれも、前期繰越金を差引いた純益金。
 3: 資産合計は貸借対照表の資産合計から払込未済資本金を差引いたもの。
 4: 利益率は各期間5年間の年間利益率の単純平均値。
 5: 年間利益率 = $\frac{\text{前期純益金} + \text{後期純益金}}{\text{前期末資産残高}}$

出典: 協和銀行編『本邦貯蓄銀行史』、不動貯金銀行『営業報告書』(各年次)、『三井銀行80年史』、『三菱銀行史』、『第一銀行史』上・下、『住友銀行史』より作成。

第一の要因、定期積金と定期預金者貸出の取扱いが第二の要因にある。ここで、とくに後者について若干立入った考察を加えたい。同行の定期積金利率は、他行にくらべて著しく低かった。一九三二年現在、東京預金利子協定加盟銀行の四・三〇%に對し、同行は三・一〇%である。このように極端な低利率でも預金額が増大したのは、先にのべたように、拘束預金的な貸出を行っていたからである。同行の定期積金者貸出先を職業別に分類するならば、その大部分が有力な担保を持たない中小商工業者、とくに小売業などの中小商業者であったことがわかる(第八表)。

貸出利率は、一九三一年現在、九・六%で、それに加えて二・五%の調査費が徴収された。貸付を受ける資格を持つ者は、一八回以上(三年満期で一年半以上)払込者であった。預金利率は三・一%であるから、実効利率は貸出頭初ですでに一八%の高利となる。貸出金利の高利性からみるなら、同行は相当の利潤をあげて良さそうであるが、事実がそうならないのは、集金勧誘に多額の費用を要したからである。こうした繁雑で、しかも低利潤しか生まない業務は、総合財閥系銀行が進出の意欲を持たない限界の領域だったと言えよう。事実、同行の経営は一九二〇年代後半の一時期を除けば、安定的に一定の利潤をあげた時期はなかったのである。

以上要約すれば、同行は市場シェアの点では確かに独占的と言いうるが、利潤面から検討すると、独占利潤

(61) 不動貯金銀行の発展構造

第8表 不動貯金銀行定期積金者貸付金職業別 (1934年)

職業別	人員 人	残高 千円	構成比 %
商業	52,402	68,854	61.4
物品販売業	44,128	52,502	46.8
旅館・飲食店・浴場	7,326	15,005	13.4
金融保険業	776	1,009	0.9
其他	72	336	0.3
工業	19,220	26,704	23.8
金属工業	4,913	6,395	5.7
繊維工業	3,275	4,375	3.9
土木建築	2,586	3,253	2.9
化学工業	1,810	3,029	2.7
機械器具工業	1,638	2,805	2.5
製版印刷製本業	1,465	1,795	1.6
其他	3,533	5,049	4.5
交通業	4,223	4,712	4.2
農業	86	39	0.0
公務員	1,551	1,939	1.7
其他	3,619	3,366	3.0
無職	5,086	6,586	5.9
合計	86,187	112,202	100.0

註：年月は記されていないが、総残高より、1934年と推定。
 出典：小山強次『本行のニコニコ貸金制度に就て』（タイア印刷）〔1935年〕。

の形成は論証しがたいということになる。従って、同行の独占的地位は、法律によって類似業務を営む競争資本から隔離されることにより、限界的領域に形成された、限定的な意味での独占であったと言えよう。

(1) 石井寛治「地方銀行の成立過程——地方銀行と都市銀行の分化」『地方金融史研究』第三号（一九七〇年十二月）八頁の表参照。

(2) 進藤寛「地方貯蓄銀行の再編成——一県一行主義と分業主義による」朝倉孝吉編『兩大戦間における金融構造』（一九八〇年）四八四頁の表参照。

(3) 銀行の場合、対資本利潤率よりも、総資産利潤率の方が、利潤の高さを正確に反映すると考える。

(4) 「不動には経営の鉄則というものがありました。国債を五割ニコニコ貸五割でやれ、給与は貯蓄銀行中一番良いものを出せ、といったようなものです。」（小山、前掲談話、一一頁）。

(5) 貯蓄銀行協会『会報』第五号（一九三二年九月）五六頁。

(6) 『東洋経済新報』は、利息が悪いのに同行預金が伸びるのは、「積金者に対する貸付、当行の所謂名誉貸付の条件が他行に比し最も寛大であるからだ。即ち当行は、三年契約に対し、十三ヶ月掛金したものに、契約の全額を貸す。換言すれば、三分の一近くの掛金で、全額が借りられるのである。之が当行の積金が増加し、預金が増加す

る唯一の理由で、また之が当行の利益を割よくし、繁昌せしめている理由でもある」と述べている(「不動産金の活況」『東洋経済新報』一三三四号(一九二九年二月)二六頁)。

(7) 前掲、不動産銀行『昭和六年下期 事業要覧』一二一四頁。

(8) 『東洋経済新報』一二八一号(一九二八年一月)の記

事「不動産金の経営振」は、集金費の多さを批判し、その分預金者に利益を振り向けるよう主張している(九一―二頁)。

附記 末尾乍ら、一橋大学産業経営研究所蔵、貯蓄銀行関係史料の利用に多大の便宜を図って下さった藤津清治教授、原田忠信氏に感謝の意を表したい。

(成城大学助教授)